

競技規則

- 1 本大会は、ハーフマラソン(21.0975km)トリムマラソン(1km)ともに同コースを走行する。
- 2 競技者は、決められた出発線から決勝線までコース内を走行する
- 3 競技者が走行中、他の競技者の走行を故意に妨害した場合は失格とする。
- 4 競技者が走行中転倒した場合は、競技役員のみでの介助を受けてもよい。
- 5 競技中における車いすのトラブル(パンク、シャフトの破損など)は、競技者自身が解決するものについて認める。但し、競技役員での介助は認める。
- 6 競技者は、明確に識別できる競技役員からの指示に従うこと。
- 7 競技者は、明確に識別できる競技役員から、競技中止を命ぜられた時は直ちに競技を中止しなければならない。
- 8 競技者の給水は、主催者が所定の場所で配るほか競技者自身の携帯を認める。
- 9 ハーフマラソンについて
 - ① 競技者は、大会主催者の指定する所定の場所で必ず健康診断を受けること。受けない場合は失格とする。
 - ② 競技者は、競技用ヘルメットの着用を義務付ける。着用のない場合は失格とする。
 - ③ 車いすは、大輪2つ、小輪1つからなる競技用手動車いすとする。
 - ④ 次の関門に制限時間を設ける。
深川折り返し地点を60分以内に通過及びゴール地点110分以内にゴールできない場合は失格とする。
 - ⑤ 男・女・頸損・シニアの部それぞれ上位3位まで賞状を授与する。同タイムが出た場合は、複数でも授与する。
 - ⑥ 完走者には記録証を交付する。
- 10 トリムマラソンについて
 - ① 競技者は、あらかじめ自己申告タイムを提出し、完走後のタイムと照合し時間差の少ない者から順位を決める
 - ② スタートはハーフマラソンスタート10分後とする。
 - ③ 走行申告タイムは、10分以内とし、これを越えるものについては認めない。
 - ④ 時間は1/100秒計を使用する。
 - ⑤ 競技者は、走行中時計など時間を測定する機器類の所持を認めない。また、これらの貴重品は自己の責任において管理すること。
 - ⑥ 車いすは、電動・手動を問わない。
 - ⑦ 電動・手動の部それぞれに上位3位まで賞状を授与する。同タイムが出た場合は、複数でも授与する。
 - ⑧ 完走者には記録証を交付する。

付 則

この規則は平成13年1月1日から施行する
この規則は平成13年6月8日から施行する
この規則は平成19年1月1日から施行する
この規則は平成21年4月1日から施行する